

啓  
明  
録

3 特250  
3 217



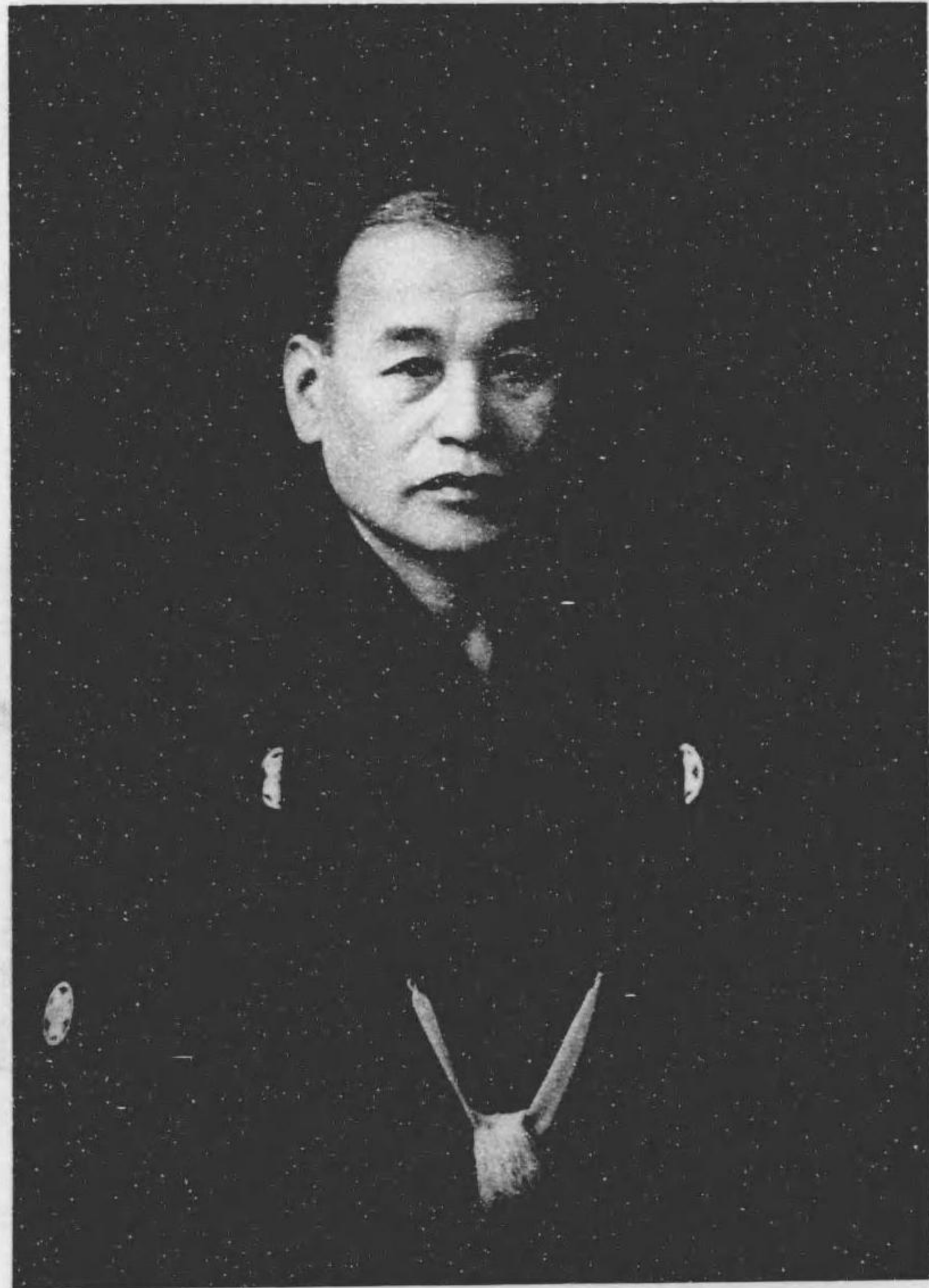
始





特250  
217





平 場 啓 太 郎 氏



序

昭和新政の二年二月二十八日、石川縣知事白根竹介氏は、管内の産業、衛生、教化に著大の功績あり、若しくは官公吏各種團體の優秀なる者を舉げて之を表彰し、普く衆民の嚮ふ所を示さんとし、而して我が羽咋郡羽咋町の人平場啓太郎氏亦之に與かる。その表彰狀に曰く、夙に家業を繼ぎ、常に公利を經とし、私利を緯として、博く業を起し、厚生之道を努め、其の効績見るべきものありと。蓋し利の在る所趨かざるなく、他を排擠するも尙且つ辭せざるは古今の通弊なるも、輒近人心の輕薄、殊にその甚だしきを見、能く公益の主とすべく、私利の従とすべきを辨じ、他人を先とし、自己を後にするを知るものは、寥々として晨星の如し。この時に當りて、我が平場君の爲す所を察するに、苟く





も産業の興すべきものあれば、忽ち猛然として身を挺し、産を擲ちて之に當るといへども、その目的常に一家の富を致し、己れの安逸を貪り、子孫の計をなすが爲にあらずして、實に國家の進運を促し、公共の福祉を増さんことを欲するに因る。況んや君の風采は圓満、君の資性は篤實、辭令の明晰にして而も謙讓の態度を失はざるもの、一たびその警咳に接する者をして、直にその人の信賴するに足るを思はしむ。是を以て郡中の人、一事業の起すべきものあれば、必ず先づ君に就きて之を謀り、公衙團體の施設する所亦君の徳望を利用して便益を得ること多し。而して君は孜孜として事に従ひ、東奔西走日夕を別たす、南船北馬四時を擇ぶことなく、眞に邦家の良民たり、大衆の公僕たるの觀あり。這般石川縣知事が君を表彰したるもの、その意豈に曾に壹組の銀盃を以てして、過去幾十年の勞に酬ゆるにあらんや。蓋し今後益々思を

殫し力を致して從來に倍蓰するの偉功を爲さんことを期すればなり。余輩亦驚鈍に鞭ちて君の行爲に模倣し、君の嚮導に追隨し、以て良商たり良工たり良農たるを期せんと欲す。君の表彰を受けたる後月餘、百花爛漫、禽鳥和鳴するの好時節に於いて、君大に賓客を會し、その光榮を頌たんと欲す。余輩羽咋町商工會員等、君が曩に本會々長たりし關係を思ひ、殊に深く君の名譽を喜び、聊か君の閱歷を編して小冊子となし、之を來會諸彦に呈して、君が今日の地位を得るに至れる經過を明かにす。

昭和二年三月

羽咋町商工會々長 西橋 勇 作

同 副會長 深町 一 博



# 啓 明 録

羽咋町商工會編纂

「しを路からたゞこえくれば羽咋の海朝なぎしたり船かぢもがも」と大伴の家持卿が詠じたりけん羽咋の海は、今の邑知潟なるべしと思はる。その瀦水南に流れて海に注ぐもの、これを羽咋川といひ、河口に近く羽咋町あり。大化以前國造この地に在りて政を布き、郡縣の制行はれてより郡家の所在たり。武家の世に至りては政治上樞要の地たらざりしといへども、尙一郡の中心たることは同じく、明治に入りては亦郡役所をこゝに置かれたりき。この地交通能く開け、東は即ち七尾港に達すべく、北は羽咋郡北部の諸村に通じ、南



するときには加賀及び越中に出づべし。されば巨商豪賈必すこゝに出づべくして、未だその頭角を露はせるもの甚だ少きは、北海の波濤常に荒くして、漕運の便尠く、四近の田園狹隘にして百貨の需要随つて乏しきによる。是を以て古來商界に活躍すること、我が平場啓太郎君の如きは、之と比肩するもの絶無なりとはいふべからざるも、亦頗る稀少なるを斷言し得べし。

平場氏の家は世々農を以て業とせしが、小八郎君の時に至りて、恰も明治維新以後百事變革の機に會せり。小八郎君は足津氏より入りて家を襲ぎし人にして、素より經濟の才あり。今の時に至りて祖先以來の耕耘を事とし、猫額大の農園に齷齪するは、巨利を博する所以にあらざるべきを思ひ、同十年西南の戰雲漸く収まりて、太平の祥運是より初まらんとする時に際し、直に店舗を開きて米穀肥料の賣買に従ひ、勤儉力行、入るを計り出づるを制し、一を

以て十となし、十を以て百となし、遂に産を興して羽咋町に於ける資産家を以て目せらるゝに至れり。平場氏の他日名を爲すに至りたるもの、實に小八郎君努力の結果に因る。

小八郎君の長子を我が平場啓太郎君となし、明治四年五月十三日を以て生る。母は同町小倉忠右衛門氏の二女にして、名をみとといへり。啓太郎君の幼年は、我が國學制の布かれて後久しからざる時にありて、羽咋町には明倫小學校の設ありしが、君は之に入りて所定の課程を卒へたり。しかも其の學習し得たる所のもの、僅かに書算の初步に過ぎざるを以て、尙進んで啓發せらるゝ所あらんと欲したりしが、笈を負ひて都會の地に遊ぶ如きは、固より當時尋常農商子弟の爲す所にあらず。是に於いて學問に忠なる者等十數名、相謀りて私塾を開き、小學校教師を聘して漢籍の傳習を受けたり。この時父小



八郎君の營業狀態益々順調に赴き、商人としての基礎全く確實なるを得たりしが、年壯氣銳の啓太郎君は、父の爲す所を因循なりとし、快男子將に一攫千金の奇利を博せざるべからずと考へたりき。然るに此の如き冒險は決して父の同意する所にあらざるを知りしを以て、密かに若干の資金を携へて金澤に出で、米穀の定期賣買を試みて輸贏を一轉瞬の間に決せんと試みたりしが、天この人に與せず、一敗地に塗れて復た起つ能はざるに至りしかば、君は嚴慈の怒に觸れんことを恐れ、獨立獨行して一身を起て、禍を轉じて福となすの策に腐心せり。明治二十五年君が遠く海に航して北海道に走りしもの實にこれに因る。

故郷を離れ嚴慈を棄てたる啓太郎君は、孤影悄然、北海道の最東端なる根室に入り、暫らく米鹽の資を得んが爲に、花咲郡齒舞の水産検査所員に雇備せ

られしが、朔北の風物すべて傷心の種ならざるはなく、嚴慈も亦その唯一の愛兒と別れたるの情に堪へず、速かに歸りて膝下に孝養を盡すを勸説すること極めて切なりき。是を以て君は更に思ひを回らし、その失敗を回復するの手段が、必ずしも他郷に在るを要せざるべきを考へ、嚴慈の愁苦を増さしむるを以て、却りてその罪を深くする所以なりとし、明治二十六年また南歸の旅程に就けり。

是より後、君は父の膝下に在り。その家族としては順良なる子たり、その業務に對しては忠實なる店員たり。一路坦々、居諸を送り、烏兎を迎へ、明治二十九年三月二十九日羽咋町小倉小七氏の姉と婚し、同四十年一月二十六日長子啓吉を擧ぐるに至りて、益平和の詔光に浴したりき。この後同四十四年九月一日、小八郎君天壽を全くして歿し、而して啓太郎君その業務を承く。



啓太郎君が家を襲ぎし後、その活躍の状眞に人目を驚かすに足るものありしこと、之を後に掲げたる履歴書によりて知るべし。しかも用意の極めて周到にして、施設の着實なること、父小八郎君の遺風に類するものあり。これ君が曾て投機に失敗して、備さに苦楚を嘗めたる経験により、商事の秘訣は必ず常道を歩み、奇策を弄せざるにあるを悟れるが爲なるも、一たび商機の捕捉すべきものあるときは、勇往邁進、不屈不撓の精神を發揮すること、その平生に似ざるもの亦甚だ少しとせず。

明治三十一年四月二十四日七尾鐵道會社の敷設せる七尾津幡間の鐵路三十一哩六十鎖と、七尾矢田新聞の貨物線六十二鎖の開通するや、帝國交通の動脈は初めて能登の地に達し、海陸の諸要地は直に之によりて連絡せらるるに至り、産業的革命的機運に際會したりしも、この時多數の商人等、未だ能

く之を利用すること能はざりき。然るに君の炯眼は、直に米穀肥料の購買販賣上従來の慣習を改め、時宜に善處せざるべからざることを見破し、日夜孜孜として業務の發展に苦心したりしかば、之が結果として、能登米の市場に於ける聲價の甚だしく向上したると共に、取引額亦増大して年々拾萬俵内外を算するに至りたりき。地方實業界に於いて、君が手腕の凡庸にあらざること認められたるは、實にこの時に在りて、父小八郎君をして、寧馨兒以て産を譲るに足ると思はしめたるも、亦この時に在りしなり。

當時農業家が、金融の機關として銀行を利用する状態極めて幼稚にして、之によりて生ずる不便多かりしかば、君は初めて倉庫業を開き、寄託米を勧誘してその保全を計ると同時に、農家に對して金銭融通の途を開き、以て經濟界を圓滑ならしめたるの功少からず。後時世の進運に伴ひ、大正二年を



の組織を合名會社に改め、同九年には更に株式會社能登商行と稱して、資本金を八拾萬圓に増大し、自からその取締役社長に就任したり。君は又明治三十五年以降意を米穀の改良に注ぎしが、明治四十三年石川縣輸出米同業組合の組織せらるゝに當り、これが主唱者として奔走し、遂にその成立を告げしめ、爾後常に縣當局の趣旨に従ひて力を盡し、若しくは己れの意見を陳して、専ら實績の進歩に努め、後大正八年輸出米同業組合の移出米同業組合と改稱するに及び、同九年十二月之が組合長の職に就き、現にその任に在り。農家の副業たる藁工品は、從來粗製濫造の弊に陥ること多かりしを以て、之を矯正して健全なる發達を遂げしめ、農民の福利を増進するを目的とし、本郡當業者は明治四十五年三月本縣知事の認可を得て、繩蒔業組合を組織したり。然るに鹿島郡の同業組合は、本郡藁工品の發達が、その供給をして過

剩ならしむべきを憂へ、盛に之と競争を開始したりしかば、全力を盡して奮闘せしに拘はらず、取引上彼に對抗するを得ず、次第に沈滞するの窮境に遭遇せり。是に於いて本郡長、勸業係長、組合長等、皆君に迫りて一臂の力を假さんことを求めしに、君は遂に之を容れ、その製品全部を、鹿島郡の製品と同一の價格を以て引受くることを聲明せしに、斯業大に勃興し、實行一年ならずして郡の面目を回復することを得たり。

羽咋町に於いて初めて電氣事業を創始せるも、亦君の力に依る。大正二年大阪の人才賀氏、この事業を起さんと欲し、來りて君と共同經營せんことを勸誘せしが、君は此くの如き有利の事業は、之を他郷人の手に委すべき性質のものにあらずとなし、即ち友人數輩と相提携して自らその企業を主唱し、翌三年五月羽咋電氣株式會社を創立してその取締役に任じ、大正七年に至り



て又高濱電氣株式會社を創立して之が社長となれり。然るにその後時世の變遷に伴ひ、君は小會社群立の不利と、電力供給上の利害とを考へ、大正十四年兩會社を能登電氣株式會社に併合し、次いで之が取締役となり。現に又その任に在り。

産馬の奨勵に關しては、明治三十一年の頃、本郡に南部畜産組合、北部畜産組合の起れるを初とし、三十三年に至りて南部産牛馬組合、北部産牛馬組合と改稱し、年々縣及び郡の保護奨勵を得て、漸次その事業を進捗せしめ、次いで大正四年馬匹改良の思想を普及せしめんが爲、組合長折橋時太郎氏會長となりて、羽咋海濱に競馬會を舉行し、この地方未曾有の盛事と稱せられき。この時君は羽咋町商工會長たりしが、競馬會が産馬奨勵の爲に偉功あるべきと共に、本町の繁盛を加ふる上に於いても、亦甚だ利益多かるべきを思ひ、町

長本多佐吉郎氏と共に、専らその經營を助け、勞力と資力とを補ふこと尠からざりき。羽咋町の競馬が、その後益々盛況を呈するに至りたるは、蓋し君の力與かりて多きに因る。

本郡は西方一帯海に濱し、その長さ十五里餘に及び、漁業上頗る有利の地位に在り。然るに從來未だ大に發達を見ざりし所以は、單に交通不便にして漁獲物運搬の利便ならざると、漁法又は加工法の幼稚なりしとのみにあらず、一は漁船の短小にして、沿岸水面の小漁業を以て満足せざるべからざりしにもよれり。本郡水産組合長宇野元種氏之を慨し、大正十年發動機漁船株式會社を創立してその改良を計らんと欲したりしが、株式の募集に應ずるものなく、未だその成立を見るに至らざりき。宇野氏乃ち君を訪ひて之を謀りしに、君はその熱誠に感じ、且つ發動機漁船使用の實に必要なるべきを思ひ



直にその慇懃を快諾して北洋水産株式會社を組織し、推されて社長の任に就けり。然るに近海漁業者は之に對して反感の念を抱き、極めて猛烈の運動を試みたりしを以て、君は他の同業者と結束して事に當るを必要なりとし、直に本縣内全部の同業者を羽咋町に招き、協議の結果發動機船漁業協會なるものを組織せり。次いで十一年改めて石川縣發動機水産組合と稱し、君その副長に任じ、現にその職に在り。

本郡に於ける林業が長足の進歩を爲したるは、明治三十四年郡に林業巡回教師を置きたるに初まり、同四十二年東宮殿下の行啓あらせられたる記念として、石川縣山林會の設立せられ、羽咋郡またこれが支部を置くに及びて、指導獎勵益々旺盛なるに至れり。是に於いて大正四年造林競技會を開き、その成績の優秀なるものを賞し、次いで京都三重奈良等の先進諸縣に視察員

を派遣するの舉あり。大正五年君その選に當りて各地を視察し、殊に奈良縣に於ける栽植伐採の隆盛なるを見、將來木材需要の益々多く、之が養成の一日も廢すべからざる所以に想到し、歸來直に貳拾町の山地を購入してその施設に著手せり。爾後成績極めて佳良、今や附近林業者の模範とする所なり。林業の副産物たる木炭の改良は、亦君の夙に之が必要を感ずる所なりしが、大正十年羽咋郡木炭同業組合の組織せらるゝに當り、君努力してその成立を計り、大正十四年二月組合の副會長に選ばれ、同十五年石川縣標準木炭査定委員を囑託せられ、昭和二年二月羽咋郡木炭同業組合長となれり。

運輸交通に關しては、先に言へるが如く鐵道七尾線の開通せしより後、運送の狀況大變革を來し、を以て、君は又その業に指を染め、明治四十五年には羽咋運輸株式會社取締役社長となり、大正十二年には能越運送株式會社取



締役となり、同十五年には羽咋驛運送株式會社取締役社長となりて、現にその職に在り。是より先、七尾線の鐵道は既に開通したるも、尙郡内沿海諸部落と羽咋驛との間は、舊式の運搬方法によらざるべからざりしを以て、鮮魚の移出に不便を感ずること尠からず。君乃ち主唱して大正十年巴自動車株式會社を組織し、貨物自動車の利用を盛ならしめ、君は之が相談役となれり。次いで大正十一年地方有志能登鐵道會社を起し、羽咋郡の南北を縦貫して鳳至郡輪島に達せしめ、以て政府の敷設する七輪線と環狀交通網を作らんと企て、君選ばれてその相談役たりしが、後重役中に意見の扞格するものありて、退社を餘義なくせられたり。

君は文字の人にあらず、その受くる所の教育亦甚だ深しとせざるも、而も世道人心の善導は、専ら教化の力に待たざるべからざることに関して正當の

理解を有せり。是を以て常に小學校の設備を完成するが爲協賛の任を盡し、教育基金を寄附し、大正十二年羽咋町に縣立中學校の設置せらるゝや、記念植樹及び体育資金を寄附したり。

君また尊祖敬神の念に深し。羽咋郡に古墳ありて、その一は羽咋神社の境内に屬して大塚といひ、垂仁天皇の皇子石衝別命の御墓なりと傳へられ、その二は本念寺の境内に入りて大谷塚といはれ、石衝別命の子石城別命の御墓なりと傳へられしが、地方人民之を治定せられんことを熱望し、宮内省に請願すること多年に亘りしに、君はその舉に賛し、率先して費用を助けたりき。既にして民意の貫徹を見、大正六年九月二十七日舊傳の如くに治定ありたることを布告せられ、翌七年十二月六日奉告祭を行ひ給ひし時、祭官長掌典下國義照氏、宮内大臣代理山口銳之助氏、石川縣知事土岐嘉平氏等、君の居宅



を以てその齋館に當てられたり。事終りて後、三寶壹對と御手當金一封とを賜はり、深くその光榮に感泣せしもの、蓋し君が居常尊祖敬神の念厚きの餘慶たるに外ならざるなり。

大正十五年君の齡正に五十六歳、往時を顧る時は人生の行路崎嶇たりしもの多かりしとせざるも、亦世事の匆忙眼を眩するが如きものあり。幸にしてその計畫皆宜しきに適し、功果の空しきもの殆ど一もこれあることなく、産を興し富を致せるも、衆人をして指彈せしむるが如き醜惡の跡を止めず、公人として良民として世上の賞揚を得るに至れるもの、自己の刻苦勵精によるといへども、亦父小八郎君がその基礎を据ゑ、母の鼓舞愛育を得たる結果たらずんばあらず。然るに父君歿して既に十有五年、母も亦今年九月白玉樓中に入り、風樹の嘆古今同轍なりといへども、成功せる君に在りては亦一段



大谷句佛上人ノ俳句



の深長を覺えたりしが、偶東本願寺前法主彰如上人の能登を巡錫せるありしを以て、君は十月六日上人をその居宅に迎へて、追孝供養の爲に一大法要を營みたりき。上人即ち故人に授くるに至誠院釋正念及び澄心院釋尼妙正の法名を以てし、君の篤信を賞して俳句一章をものせり。

能登人の高稱名にみぞれ行く 句 佛

二

君が先考歿後を享けて世に立つや、公私の事極めて繁劇、今これを詳述するは徒らに紛雜に流るゝの恐なきにあらず。因りて君の履歷書を擧げて閱覽に便す。



就任

職

務

備考

明治四十五年三月十五日	縣社羽咋神社比子總代	現職
明治四十五年六月三十日	羽咋運輸株會社取締役社長	大正十二年三月退職
大正二年二月一日	合名會社羽咋米肥商會代表社員	大正九年二月退職
大正二年二月四日	羽咋町商工會々長	大正六年五月退職
大正二年四月二十日	羽咋町會議員	大正六年四月滿期
大正二年六月三十日	七尾稅務署管内所得稅調查委員	大正六年六月退職
大正二年十二月十三日	羽咋町外五ヶ村高等小學校組合議員	大正十年十二月退職
大正三年五月八日	羽咋電氣株式會社專務取締役	
大正四年二月七日	羽咋電氣株式會社取締役社長	
大正四年四月五日	七尾稅務署管内營業稅調查委員	大正十五年十月退職

大正五年二月二十九日

羽咋町塵濱村粟保村富永村越路野村一宮村共同傳染病院設置臨時協議委員

大正五年三月三十日

羽咋郡實業視察員

大正五年九月七日

羽咋町南方耕地整理組合副組長

大正五年九月七日

羽咋町南方耕地整理組合評議員

大正六年二月一日

羽咋町電氣株式會社取締役

大正六年四月二十日

羽咋町會議員

大正六年五月一日

大日本米穀會石川縣支部副長

大正七年二月二十五日

七尾商工銀行監查役

大正七年三月十五日

能登物產合名會社代表社員

大正七年六月三十日

七尾倉庫株式會社監督役

大正七年八月二十五日

高濱電氣株式會社取締役社長

現職

大正十四年十二月退職

大正十年四月滿期

現職

大正八年一月退職

大正九年二月退職

大正十一年七月退職



大正八年一月二十五日	株式會社七尾商工銀行取締役	大正十五年一月退職
大正八年四月三十日	專賣局金澤支局管内煙草元賣捌人組合評議員	
大正八年七月十四日	羽咋印刷商事株式會社取締役社長	大正十年七月退職
大正九年二月十五日	株式會社能登商行取締役社長	現職
大正九年五月三日	能越石灰株式會社取締役	現職
大正九年十二月二十三日	石川縣移出米同業組合長	現職
大正十年二月二十八日	北洋水產株式會社取締役社長	現職
大正十年四月十日	巴自動車株式會社相談役	現職
大正十年六月二十九日	七尾稅務署管内所得稅調查委員	大正十五年十月退職
大正十年十二月二十二日	羽咋郡木炭同業組合評議員	大正十四年二月退職
大正十年十二月三十一日	株式會社能登產業銀行相談役	現職

大正十一年一月十一日	石川縣第四區衆議院議員選舉會選舉立會人	
大正十一年二月二十四日	能登鐵道株式會社取締役	大正十三年十二月退職
大正十一年七月一日	樋爪商事株式會社相談役	現職
大正十一年九月二十八日	石川縣穀物檢查標準米查定員	
大正十一年十一月七日	石川縣發動機水產組合副長	現職
大正十二年二月十日	能越運送株式會社取締役	
大正十二年四月二十五日	第七回北日本五縣聯合水產懇談會委員	大正十五年十二月退職
大正十二年六月十二日	羽咋町史編纂委員	
大正十二年八月二十七日	大阪稅務監督局管内營業稅審查委員	
大正十三年二月九日	石川縣農產物檢查所商議員	
大正十三年三月十五日	株式會社能登產業銀行相談役	現職



大正十三年八月二十二日	石川縣移出米同業組合販路擴張調査員	
大正十四年二月十九日	羽咋郡木炭同業組合副會長	昭和二年一月退職
大正十四年五月十五日	勤儉獎勵羽咋郡地方分會委員	
大正十四年十一月二十八日	能登電氣株式會社取締役	現職
大正十五年四月十一日	羽咋魚業株式會社取締役社長	現職
大正十五年十月十五日	羽咋驛運送株式會社取締役社長	現職
昭和二年二月九日	羽咋木炭同業組合長	現職

三

君の履歴の大態は前に之を述べたるが如し。その間公共の事たるを私營の事たるを問はず、畫策經營宜しきを得たるがために、或は功績を表彰せら

れ、或は盡力を感謝せられたること最も多し。今こゝにその若干を列記す、脱漏せるもの亦甚だ多かるべし。

表彰状

平場啓太郎

平素克ク力ヲ公益ノ事ニ盡シ、殊ニ地方商業ノ發達ニ意ヲ注ギテ、事業經營宜シキヲ得、其ノ成績見ルベキモノアリ。仍テ銀盃一個ヲ授與シ、之ヲ表彰ス

大正五年七月十一日

石川縣羽咋郡長 松本源祐



感謝狀

本社ノ創立ニ盡力シ、創業以來ノ功勞多シ。依テ金盃壹個ヲ贈呈シ感謝ノ意ヲ表ス。

大正六年九月十日

羽咋電氣株式會社

平場啓太郎殿



平場啓太郎氏

手當金拾五圓ヲ給ス

大正七年十二月六日

宮内省

感謝狀

曩ニ當會社ノ創設ニ際シ、社長トシテ經營ノ任ニ盡サレ、功績鮮少ナラズ。茲ニ退職セラルルニ方リ、銀盃壹組ヲ贈呈シ感謝ノ意ヲ表ス。

大正八年十二月二十九日

高濱電氣株式會社

平場啓太郎殿



謝狀

本會ノ趣旨ヲ贊助セラレ、常ニ羽咋町分會ノ爲メ、多大ノ援助ヲ與ヘラレタルハ、本會ノ感荷ニ堪ヘザル所ナリ。依テ其厚意ヲ深謝ス。



大正十五年五月二十日

二六

帝國在郷軍人會々長

元帥陸軍大將正二位勳一等功一級子爵 川村景明

平場啓太郎殿

○  
感謝狀

曩ニ競馬會創設ニ際シ、商工會長トシテ經營ニ任ゼラレ、功績多トス。依テ銀盃壹對ヲ贈呈シ、感謝ノ意ヲ表ス。

大正十年七月十五日

羽咋町長 若狹佐兵衛

平場啓太郎殿

○  
謝狀

今般樋爪商事會社ト合併ニ付、御在職中ノ功績ニ酬ユルタメ、記念トシテ銀盃壹對ヲ贈呈ス。

大正十一年七月一日

七尾倉庫株式會社

監查役 平場啓太郎殿

○  
本組合ノ創立ニ際シ、特ニ盡力セラレタル功勞ヲ多トシ、麥酒吞壹對ヲ贈呈シ、感謝ノ意ヲ表シ候。敬具

大正十二年三月

二七



羽咋郡木炭同業組合長 山上岩雄

平場啓太郎殿

○

本年特別大演習終了ノ後、金澤市ニ於ケル賜饌ニ可被爲召旨  
御沙汰候條、來ル六日午後二時三十分參入可有之、此段申入候也。

大正十三年十一月一日

宮内大臣子爵 牧野伸顯

平場啓太郎殿

○

感謝狀

本社ハ能登電氣株式會社ト合併スルニ際リ、多大ノ盡力ニヨリ其ノ効果

尠カラズ。依テ銀製花瓶壹個ヲ贈呈シ、感謝ノ意ヲ表ス。

大正十四年七月一日

羽咋電氣株式會社

平場啓太郎殿

○

表彰狀

石川縣羽咋郡羽咋町

平場啓太郎

夙ニ家業ヲ繼ギ、常ニ公利ヲ經トシ、私利ヲ緯トシテ、博ク業ヲ起シ、厚生ノ  
道ヲ努メ、其ノ効績見ルベキモノアリ。今後益々其ノ實績ヲ擧グベシ。仍テ  
銀盃壹組ヲ授與シ茲ニ之ヲ表彰ス。



308  
304

昭和二年二月二十八日

石川縣知事正五位勳四等 白根竹介

三〇

昭和二年四月五日印刷  
昭和二年四月八日發行

金澤市泉寺町三十五番地  
發行者 淺田龍太郎

金澤市高岡町九十番地  
印刷人 大村重松

金澤市高岡町九十番地  
印刷所 明治印刷株式會社



終

